平成２６年（フ）第１０７３号
福岡市博多区光丘町３丁目４番６―101号
債務者　冨高　亜樹
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７４号
福岡市城南区樋井川２丁目２番30号
債務者　増元　宗徳（旧姓藤・東田）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５号
福岡県うきは市吉井町八和田947番地７
債務者　尾花　義則
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２６号
福岡県みやま市山川町尾野1523番地２
債務者　宮崎　義信
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
岐阜県羽島市小熊町外粟野３丁目60番地
債務者　古川　利一
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５９号
岐阜市長良東１丁目82番地２
債務者　大塚　由里
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
岩手県遠野市宮守町下宮守12地割34番地
債務者　太田代敬成
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
岐阜県可児市星見台１丁目62番地、前住所岐阜県可児市土田2548番地213　ハートフルマンションカンパーニュ103
債務者　渡邉　真穂
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３０号
福岡県八女郡広川町大字久泉968番地１
債務者　大橋　輝征
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１８９号
宮崎市大塚町権現昔832番地３
債務者　河﨑　　誠
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０号
宮崎県都城市金田町1042番地　金田マンションゆきらＢ101
債務者　大川原雅敏
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第６１号
石川県加賀市大聖寺地方町15の１番地９
債務者　谷　かほる（旧姓藏田）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３４号
山口県下関市垢田町１丁目４番１号　若葉荘102号
債務者　山根　義徳
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
徳島市川内町平石夷野３番地の５
債務者　北濱　利恵
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６２号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字越浦129　小鳴門マンション106号室、住民票上の住所徳島県鳴門市撫養町斎田字岩崎３番地５
債務者　浪花　　正
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
大分県別府市大字浜脇1174番地の６
債務者　白根　　博
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
大分市大字古国府1355番地の６アドバンス古国府304
債務者　鶴田早智子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９３号
大分県別府市石垣東２丁目２番37号　仲間アパート201号
債務者　阿部　拓也
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係